

## 一般競争入札の実施について

奥二ノ谷農道災害復旧工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成30年10月11日

宇治田原町長 西谷 信夫

### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 奥二ノ谷農道災害復旧工事
- (2) 工 事 場 所 綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷地内
- (3) 工 事 概 要 補強土壁工L=18m、現場吹付法枠工A=378m<sup>2</sup>
- (4) 工 事 期 間 平成30年11月20日から平成31年3月19日限り
- (5) 最低制限価格 設定あり

### 2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒610-0289 京都府綴喜郡宇治田原町大字荒木小字西出10番地

宇治田原町建設事業部産業観光課

電話番号 (0774)-88-6638

ファクシミリ番号 (0774)-88-3231

### 3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 平成30年度宇治田原町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。
- (4) 5で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、町の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- (5) 確認申請書を提出するときに町税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事に係る特定若しくは一般建設業の許可を受けていること。
- (7) 京都府の等級を有すること。
- (8) 宇治田原町に本社（本店）又は支店等（入札参加資格者名簿に登載された委任先）があること。ただし、5年以上宇治田原町内において事業実績があること。
- (9) 経営事項審査（建設業法第27条の23第2項に規定する経営事項審査（第1項の規定による審査）のうち、審査基準日が入札公告日以前1年7月以内のものであつて、直近のものをいう。）における土木一式工事の総合評定値が550点以上であること。
- (10) 国又は地方自治体（公団及び公社含む）の発注で、平成20年度以降（過去10年間）に完工した土木一式工事の工事実績を有すること。
- (11) 監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を「土木一式工事」に係る自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に配置できること。  
なお、配置する技術者は前号（10）に掲げる工事と同種工事に監理技術者又は主任技術者として従事した経験を有すること。

### 4 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書
- (2) 一般競争入札参加資格確認資料

5 入札手続等

手 続 等	期 間・期 日・期限等	手 続 の 方 法 等
入札参加資格確認申請書及び入札説明書の配布期間	平成30年10月11日(木)から 平成30年10月23日(火)まで 宇治田原町のホームページよりダウンロード ( <a href="http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/">http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/</a> )	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年10月11日(木)から 平成30年11月13日(火)まで 宇治田原町のホームページよりダウンロード ( <a href="http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/">http://www.town.ujitawara.kyoto.jp/</a> )	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付期間	平成30年10月22日(月)から 平成30年10月23日(火)までの 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
一般競争入札参加資格確認の通知	平成30年10月29日(月)	
質問の受付	申請書等に関する質問 :平成30年10月23日(火)正午まで 設計図書に関する質問 :平成30年11月1日(木)午後5時まで	共通事項5のとおり
質問への回答	申請書等に関する回答:随時 設計図書に関する回答 :平成30年11月5日(月)	共通事項5のとおり
入札日時	平成30年11月13日(火) 午前9時00分	共通事項6のとおり

注) 都合により入札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。  
閉庁日及び正午から午後1時までを除く。

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

7 支払条件

(1) 前払金

契約金額の4割以内の金額を限度として支払う。

(2) 中間前払金

「宇治田原町公共工事の前金払等事務処理要領」に従い、契約金額の2割以内の金額を限度として支払う。

(3) 部分払金

1回部分払いをする。

8 その他

共通事項のとおりとする。